

参考資料

令和8年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その5）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 76 号	堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例	1
----------	---------------------------	---

<議案第76号 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例>

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（医療証の提示）</p> <p>第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府の区域内に所在する第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</p>	<p>（医療証の提示）</p> <p>第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府の区域内に所在する第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>に記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</p>

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（医療証の提示）</p> <p>第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</p>	<p>（医療証の提示）</p> <p>第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>に記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</p>

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（医療証の提示）</p> <p>第8条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において第4条第1項の規定による助成を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</p>	<p>（医療証の提示）</p> <p>第8条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において第4条第1項の規定による助成を受けようとするときは、当該医療証を提示しなければならない。ただし、受給者が、医療証の提示に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>に記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行うことにより、当該医療機関が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。</p>

令和8年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その5）

令和8年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-26-65

